

解答・解説

第14回

やまと

終活クイズ

第14回「やまと終活クイズ」へのご参加ありがとうございました。
解説を添えてお返ししますので、ぜひ、見直しをしてみてください。

◆お知らせ◆

「やまと終活クイズ」は今回をもちまして、終了いたします。多くの方にご参加いただき、ありがとうございました。第1回から第14回までの終活クイズは、市のホームページに掲載していますので、復習や脳トレとしてお使いください。

▼ホームページはこちら

検索方法:大和市 終活クイズ



第1問

二字熟語となるように、口に入る漢字を考えましょう。

<①②10点、③④5点・30点満点>

①

長



喜 → **寿** → 命



齡



②

借



実 → **家** → 族



具



③

名



遺 → **言** → 葉



語



④

管



整 → **理** → 想



念



第2問

終活に関連する言葉が隠れています。□にある文字を並び替え、言葉を作りましょう。 <1問10点・30点満点>

- ① 日常生活に必要な判断能力が不十分な方々を保護し、支援する制度。

答：**成年後見**（セイネンコウケン） **制度**

- ② 亡くなった後に、遺産を相続人以外の人や自治体などの団体に寄付する方法。

答：**遺贈寄附**（イゾウキフ）

- ③ 大和市でも発行しています。自分の希望を書いて、整理しましょう。

答：**エンディング**ノート

第3問

解答を「○」または「×」で記入しましょう。

<1問10点・40点満点>

問1	終活相談は平日の9時～17時まで行っており、回数制限はありません。担当職員がご相談をお受けしますが、不在の場合もありますので、一度連絡を入れていただき、保健福祉センターの4階窓口までお越しください。（電話番号:046-260-5622）	○
問2	死後事務委任契約を引き受けるうえで必要な資格はないため、知人・友人でも引き受けることができますが、万全を期したい場合は、法律の専門家に依頼することをおすすめします。市では、司法書士のご紹介をすることができますので、お気軽にご相談ください。	○
問3	公正証書遺言は、公証人が作成するため、形式不備で遺言書が無効になりやすく、原本は公証役場で保管されるため、紛失のリスクが低いことが特徴です。	○
問4	散骨は、条例で規制されている地域があります。散骨を希望するのであれば、地域の事情に詳しい専門業者や葬儀会社にご相談をすることをおすすめします。	×